

兵庫県公報

令和7年6月27日 金曜日 第629号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 令和7年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課）	1
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産漁港課）	3
○ 漁船保険の付保義務の発生（水産漁港課）	3
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）	3
○ 車両制限令に基づく道路の指定（道路保全課）	4
○ 同上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	5
○ 令和3年兵庫県告示第185号（土砂災害特別警戒区域）の一部改正（砂防課）	6
○ 平成30年兵庫県告示第1023号（土砂災害特別警戒区域）の一部改正（同）	6
○ 令和2年兵庫県告示第110号（土砂災害特別警戒区域）の一部改正（同）	6
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	6
○ 公有水面埋立免許の出願に係る関係図書の縦覧（港湾課）	6
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	8
○ 指定公金事務取扱者の指定の終了（警察本部会計課）	9
○ 指定公金事務取扱者の指定（同）	9

公 告

○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	9
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	9
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	10
○ 同上（同）	10
○ 随意契約の相手方等の公示（物品管理課）	10

病院局公告

○ 入札公告	11
--------	----

選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	16
--	----

人事委員会公告

○ 兵庫県職員事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験の実施	18
---------------------------------	----

公安委員会告示

○ 警備員指導教育責任者講習の実施	20
-------------------	----

正 誤

○ 令和7年3月25日付け兵庫県公報第5号外中	23
○ 同上	23

告 示

兵庫県告示第567号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する令和7年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和7年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 免許職種、試験日時及び試験場所

区 分	免許職種	試 験 日 時	試 験 場 所
学科試験 (指導方法)	全職種	令和7年9月19日(金) 午前11時から正午まで	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通4丁目22番15号

なお、実技試験及び学科試験のうち関連学科は実施しない。

2 試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全職種	指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

3 試験の免除

- (1) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第46条及び別表第11の3に該当する者は、実技試験及び学科試験の一部又は全部の免除を受けることができる。
- (2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者(以下「全免除者」という。)による受験申請については、下記6の(3)の申請書類の提出期間に限らず、通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。

4 受験資格

- (1) 規則第45条の2に規定する者であって、第46条の規定により実技試験及び学科試験のうち関連学科の全部が免除となる者
- (2) 上記(1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 拘禁刑(※)以上の刑に処せられた者

※刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含む。
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 合否判定基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

6 受験手続

- (1) 受験申請書類
 - ア 受験申請書
 - イ 受験資格を証明する書類
- (2) 申請書類の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部能力開発課人材育成班
- (3) 受験申請書類の提出期間

令和7年7月28日(月)から同年8月18日(月)まで
(受付は、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送による場合は、簡易書留とし、令和7年8月18日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (4) 受験手数料

3,100円(全免除者の受験手数料は不要)

手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付、または電子納付とする。
- (5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。
- (6) 全免除者の受験手続

全免除者の受験手続は上記の申請書類の提出期間に限らず、通年で行うことが可能であり、全免除者は受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。この場合において、全免除者は受験申請書類と併せて、免許申請書を提出するものとする。また、全免除者が免許申請書を提出する場合は、併せて免許交付手数料を納付すること。

なお、全免除者の受験申請書を受理した場合は、受験票は送付しない。

7 合格発表

令和7年10月10日（金）に県ホームページに掲載するとともに、合否結果を本人あて通知する。

全免除者の合格発表は、本人あてのみ通知する。

8 その他

- (1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部能力開発課、各県民局・県民センター及び公共職業能力開発施設において配布する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒（角形２号）（宛先を明記の上180円分の切手を貼る。）を添えて、兵庫県産業労働部能力開発課に申し込むこと。
- (3) 受験についての問合せ先
兵庫県産業労働部 能力開発課 人材育成班
電話（078）362－3369（直通）

兵庫県告示第568号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和3年兵庫県告示第715号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和7年7月7日限りで消滅する。

令和7年6月27日

兵庫縣知事 齋藤元彦

家島加入区

大津加入区

兵庫県告示第569号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和7年7月8日から発生する。

令和7年6月27日

兵庫縣知事 齋藤元彦

家島加入区

大津加入区

兵庫県告示第570号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年6月27日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
神戸市垂水区宮本町2-23 森 敦 二 神戸市垂水区西舞子1丁目9番10号 原 田 和 弘	神戸市	神戸市漁業協同組合
姫路市飾磨区今在家907 藤 原 昭 一 姫路市飾磨区宮142 井 上 薫	飾磨	姫路市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年6月27日から同年7月11日まで

(2) 縦覧場所

神戸市加入区 神戸市垂水区平磯3-1-10 神戸市漁業協同組合

飾磨加入区 姫路市飾磨区大浜30 姫路市漁業協同組合

兵庫県告示第571号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和7年6月27日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道 白浜姫路停車場線	姫路市白浜町字岩本新開甲752番1 から 同 市白浜町字岩本新開甲750番3 まで
一般国道250号	姫路市白浜町字乙八束新開甲1122番1 から 同 市飾磨区中島3丁目169番まで

2 指定する期日

令和7年7月1日

兵庫県告示第572号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和7年6月27日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道 網干たつの線	揖保郡太子町吉福字西川原256番から たつの市揖保町門前字蔵ノ久保111番 1 まで
県道 網干停車場新舞子線	揖保郡太子町沖代字前田47番 1 から 同 郡同 町沖代字竹ノ内84番 1 まで
県道 平木南山線	加東市南山 2 丁目 1 番16から 同 市南山 1 丁目 3 番 1 まで
県道 白浜姫路停車場線	姫路市白浜町字岩本新開甲752番 1 から 同 市飾磨区妻鹿東海町 5 番まで
一般国道250号	姫路市白浜町字乙八束新開甲1122番 1 から 同 市飾磨区中島 3 丁目169番まで

2 指定する期日

令和7年7月1日

3 通行方法

前記1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

兵庫県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年6月27日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年6月27日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月27日

兵庫縣知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 大谷鮎原神代線	南あわじ市榎列松田字阿ぜ田590番3から 同市榎列松田字阿ぜ田571番1まで	旧	7.0から 11.0まで	18.0	
		新	8.0から 11.0まで	18.0	

~~~~~

### 兵庫県告示第574号

令和 3 年兵庫県告示第185号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 27 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

市午(2) I (140010050)の項中別図33を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第575号

平成30年兵庫県告示第1023号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 27 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

竹田(6) I (141020053)の項中別図29を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

### 兵庫県告示第576号

令和 2 年兵庫県告示第110号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 27 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

小稗(1) I (124030071)の項中別図60を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第577号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、令和 2 年兵庫県告示第1255号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和 7 年 6 月 27 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北中 I (124010033)	丹波市柏原町北中（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

~~~~~

### 兵庫県告示第578号

公有水面埋立免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 出願人の所在地、名称及び代表者

出願人 所在地 美方郡新温泉町浜坂2673番地の 1

名 称 新温泉町

代表者 住 所 美方郡新温泉町浜坂2673番地の1

氏 名 新温泉町長 西 村 銀 三

## 2 埋立区域

### (1) 位 置

美方郡新温泉町釜屋字東竿谷山21番1から同郡同町釜屋字東竿谷1番内、1番1、字西竿谷41番2、44番、45番を経て同郡同町釜屋字平尾71番4、71番1、86番1、86番3に至る間の地先公有水面

### (2) 区 域

次の各地点のうちK-1の地点からK-25の地点までを順次に結んだ線及びK-25の地点からK-1の地点を結ぶ令和6年の秋分の満潮位 (T.P. +1.04メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

K-1の地点 釜屋港突堤部の三等基準点 (北緯35度37分7.40秒、東経134度24分50.90秒) から114度1分51秒119.4メートルの地点

K-2の地点 K-1の地点から 181度52分6秒 8.803メートルの地点

K-3の地点 K-2の地点から 188度27分16秒 10.748メートルの地点

K-4の地点 K-3の地点から 152度58分34秒 2.611メートルの地点

K-5の地点 K-4の地点から 195度46分28秒 2.119メートルの地点

K-6の地点 K-5の地点から 204度13分4秒 2.856メートルの地点

K-7の地点 K-6の地点から 152度24分18秒 2.089メートルの地点

K-8の地点 K-7の地点から 185度54分6秒 1.788メートルの地点

K-9の地点 K-8の地点から 100度8分9秒 25.165メートルの地点

K-10の地点 K-9の地点から 41度22分28秒 15.459メートルの地点

K-11の地点 K-10の地点から 308度35分40秒 1.875メートルの地点

K-12の地点 K-11の地点から 308度35分40秒 3.226メートルの地点

K-13の地点 K-12の地点から 325度23分37秒 2.350メートルの地点

K-14の地点 K-13の地点から 344度49分41秒 4.611メートルの地点

K-15の地点 K-14の地点から 19度14分45秒 3.072メートルの地点

K-16の地点 K-15の地点から 359度5分41秒 3.109メートルの地点

K-17の地点 K-16の地点から 36度48分50秒 2.800メートルの地点

K-18の地点 K-17の地点から 69度58分28秒 2.271メートルの地点

K-19の地点 K-18の地点から 39度7分36秒 2.782メートルの地点

K-20の地点 K-19の地点から 14度45分38秒 2.061メートルの地点

K-21の地点 K-20の地点から 326度13分32秒 2.383メートルの地点

K-22の地点 K-21の地点から 29度34分19秒 3.053メートルの地点

K-23の地点 K-22の地点から 334度33分46秒 5.744メートルの地点

K-24の地点 K-23の地点から 358度26分4秒 1.949メートルの地点

K-25の地点 K-24の地点から 248度57分13秒 33.060メートルの地点

### (3) 面 積

1,171.53平方メートル

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

### (1) 位 置

美方郡新温泉町釜屋字東竿谷山21番47、21番1、23番2、23番3、字西竿谷43番内、44番、45番、45番内、46番1、46番2、47番1、47番2、同郡同町釜屋字西竿谷山19番5、19番7、19番12、字平尾71番5、71番4、71番1、86番1、86番2、86番3の地内並びに同郡同町釜屋字東竿谷山21番1から同郡同町釜屋字東竿谷1番内、1番1、字西竿谷41番2、43番内、44番、45番、45番内、46番2、47番1、47番2を経て字平尾71番4、71番1、86番1、86番2、86番3に至る間の地先公有水面

### (2) 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及びS-1の地点とS-26の地点を結んだ線により囲まれた区域。

S-1の地点 釜屋港突堤部の三等基準点 (北緯35度37分7.40秒、東経134度24分50.90秒) から135度40分30秒78.1メートルの地点

|         |           |            |               |
|---------|-----------|------------|---------------|
| S-2の地点  | S-1の地点から  | 171度52分19秒 | 10.198メートルの地点 |
| S-3の地点  | S-2の地点から  | 76度17分22秒  | 30.158メートルの地点 |
| S-4の地点  | S-3の地点から  | 102度52分12秒 | 3.875メートルの地点  |
| S-5の地点  | S-4の地点から  | 147度26分54秒 | 0.827メートルの地点  |
| S-6の地点  | S-5の地点から  | 130度49分32秒 | 1.551メートルの地点  |
| S-7の地点  | S-6の地点から  | 153度51分56秒 | 2.538メートルの地点  |
| S-8の地点  | S-7の地点から  | 173度25分36秒 | 3.112メートルの地点  |
| S-9の地点  | S-8の地点から  | 181度51分48秒 | 85.000メートルの地点 |
| S-10の地点 | S-9の地点から  | 61度52分27秒  | 8.282メートルの地点  |
| S-11の地点 | S-10の地点から | 47度10分0秒   | 84.856メートルの地点 |
| S-12の地点 | S-11の地点から | 2度2分0秒     | 35.859メートルの地点 |
| S-13の地点 | S-12の地点から | 16度35分21秒  | 24.423メートルの地点 |
| S-14の地点 | S-13の地点から | 47度47分50秒  | 5.780メートルの地点  |
| S-15の地点 | S-14の地点から | 54度13分28秒  | 26.900メートルの地点 |
| S-16の地点 | S-15の地点から | 331度43分27秒 | 9.000メートルの地点  |
| S-17の地点 | S-16の地点から | 257度1分55秒  | 3.594メートルの地点  |
| S-18の地点 | S-17の地点から | 234度2分56秒  | 14.830メートルの地点 |
| S-19の地点 | S-18の地点から | 244度25分5秒  | 22.092メートルの地点 |
| S-20の地点 | S-19の地点から | 288度18分20秒 | 11.341メートルの地点 |
| S-21の地点 | S-20の地点から | 248度57分13秒 | 41.000メートルの地点 |
| S-22の地点 | S-21の地点から | 260度35分43秒 | 24.856メートルの地点 |
| S-23の地点 | S-22の地点から | 205度6分3秒   | 7.817メートルの地点  |
| S-24の地点 | S-23の地点から | 230度17分1秒  | 11.968メートルの地点 |
| S-25の地点 | S-24の地点から | 265度0分49秒  | 4.512メートルの地点  |
| S-26の地点 | S-25の地点から | 228度5分50秒  | 3.019メートルの地点  |

(3) 面積

7,577.56平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地及び緑地

5 出願年月日

令和7年5月20日

6 縦覧の期間及び場所

令和7年6月27日から3週間

関係図書は、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場において縦覧に供する。

~~~~~

兵庫県告示第579号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和7年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R06丹波位置 0001号	7.5.21	丹波市氷上町石生字栗垣内1470番1の一部、 1472番1の一部	6.00	54.57

~~~~~

**兵庫県告示第580号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定及び歳入の収納の委託を、次のとおり終了した。

令和7年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定公金事務取扱者

名 称 一般社団法人 兵庫県自家用自動車協会連合会  
住所又は事務所の所在地 神戸市中央区東町123番地の1 貿易ビル905号  
委託を終了した歳入 パーキング・メーター作動手数料  
委託を終了した日 令和7年3月31日  
終了の理由 委託期間の満了

~~~~~

兵庫県告示第581号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の収納に関する事務を委託した。

令和7年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 一般社団法人 兵庫県自家用自動車協会連合会
住所又は事務所の所在地 神戸市中央区東町123番地の1 貿易ビル905号
収納を委託した歳入 パーキング・メーター作動手数料
指 定 し た 日 令和7年4月1日
委 託 し た 日 令和7年4月1日

公 告**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和7年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
林業	A308515	令和8年12月31日	養父市	但馬県民局	令和7年5月

~~~~~

**景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和7年6月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社あわじ浜離宮

代表者の氏名 代表取締役 木 下 紘 二

住所 南あわじ市松帆古津路970番地81

## 2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称)あわじ浜離宮新館

所在地 南あわじ市松帆古津路970番23、970番72

### 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 まちづくり部都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

縦覧期間 令和7年6月27日から同年7月10日まで

#### 4 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 令和7年6月27日から同年7月10日まで

提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課

## 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年6月27日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類     | 都市計画の名称    |
|-------|-------------|------------|
| 西 宮 市 | 阪神間都市計画地区計画 | 門戸荘南地区地区計画 |

## 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年6月27日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類       | 都市計画の名称             |
|-------|---------------|---------------------|
| 三 田 市 | 阪神間都市計画生産緑地地区 | 三田－３生産緑地地区ほか１地区     |
| 尼 崎 市 | 阪神間都市計画公園     | 3. 3. 401号大物公園ほか３公園 |

## 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年6月27日

契約担当者

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

第27回参議院議員通常選挙公報に係る印刷及び配送業務

選挙区選出議員選挙公報 2,708,650部

比例代表選出議員選舉公報 2,708,650部

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

3 随意契約の相手方等を決定した日

令和 7 年 6 月 3 日

4 随意契約の相手方等の名称及び住所

株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 5 番 7 号

5 随意契約に係る契約金額

33,430,158円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号による。

## 病 院 局 公 告

### 入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 27 日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

1 入札に付する事項

(1) 工事名

兵庫県立リハビリテーション中央病院 空調機更新工事（以下「本工事」という。）

(2) 工事場所

神戸市西区曙町1070

(3) 工事概要

工種 管工事

空調設備の更新

(4) 施工期間

着工の日から令和 8 年 2 月 28 日（土）まで

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日

令和 7 年 7 月下旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 中間前払金 有

ウ 部分払 有

履行期間中 1 回以内とする。

エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定による管工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が管工事であること。

エ 法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 兵庫県神戸県民センター管内に管工事業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてA等級またはB等級に格付けされていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約当事者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社山本設計

(ウ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

## (2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ウ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

## 4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

### (1) 閲覧期間

令和7年6月27日（金）から同年7月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課経営班

電話（078）341-7711 内線76068

## 5 設計図書及び提出資料の様式等の交付

### (1) 交付期間

令和7年6月27日（金）から同年7月7日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

## (3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

## 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

## (1) 提出期間

上記5(1)に同じ。

## (2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

## (3) 提出部数

1部

## (4) 提出資料等

ア 入札説明書等交付申出書兼受領書

イ 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

## (5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

## 7 設計図書に対する質問

## (1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

## ア 提出期間

令和7年6月27日（金）から同年7月10日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

## (2) 回答書の閲覧

本工事の入札参加を希望する者全員へ回答書を通知する。

## 8 入札手続等

## (1) 入札及び開札の日時

令和7年7月22日（火）午前11時

## (2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館1階入札室

## (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

## (4) 入札保証金

免除する。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

## 1 部

## イ 提出資料等

## (7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

## (4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

## a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

## b 経営事項審査結果

法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

## c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

## ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

## 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

## 11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったと

き。

### 13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

## 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年6月27日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田秀一

#### 1 病院及び介護老人保健施設の表西宮市の項中

「

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 医療法人 喜望会 谷向病院   | 同 市今津水波町6—30  |
| 熊野病院            | 同 市下大市西町14—13 |
| 医療法人 高明会 西宮渡辺病院 | 同 市室川町10—22   |

」

を

「

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 医療法人 喜望会 谷向病院   | 同 市今津水波町6—30 |
| 医療法人 高明会 西宮渡辺病院 | 同 市室川町10—22  |

」

に、改める。

## 2 老人ホームの表尼崎市の項中

「

|                               |                 |
|-------------------------------|-----------------|
| 社会医療法人 中央会 介護付有料老人ホーム トワイエ久々知 | 同 市久々知 3 丁目 2—1 |
|-------------------------------|-----------------|

」

を

「

|                                    |                   |
|------------------------------------|-------------------|
| 社会医療法人 中央会 介護付有料老人ホーム トワイエ久々知      | 同 市久々知 3 丁目 2—1   |
| 社会福祉法人あかね サービス付き高齢者向け住宅 ヴィラ グラスセゾン | 同 市神田北通 1 丁目 2    |
| 社会福祉法人あかね サービス付き高齢者向け住宅 ヴィラ 柵園     | 同 市三反田町 3 丁目 3—16 |
| 社会福祉法人あかね 特別養護老人ホーム ロータスガーデン・別邸 柵園 | 同 市三反田町 3 丁目 3—16 |
| 社会福祉法人あかね サービス付き高齢者向け住宅 ヴィラ ベルセゾン  | 同 市宮内町 1 丁目 23—1  |

」

に、伊丹市の項中

「

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ケアハウス ケイ・メゾン ときめき | 同 市森本 1 丁目 8—19 |
|-------------------|-----------------|

」

を

「

|                             |                  |
|-----------------------------|------------------|
| ケアハウス ケイ・メゾン ときめき           | 同 市森本 1 丁目 8—19  |
| サービス付き高齢者向け住宅HIBISU伊丹 third | 同 市森本 8 丁目 120—2 |

」

に、

「

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 特別養護老人ホーム あそか苑ももは | 同 市荒牧 7 丁目 2—26 |
|-------------------|-----------------|

」

を

「

|                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| 特別養護老人ホーム あそか苑ももは            | 同 市荒牧 7 丁目 2—26 |
| 医療法人社団 星晶会 サービス付き高齢者向け住宅 輪廻会 | 同 市荒牧 6 丁目 29—7 |

」

に、

「

|                                      |                  |
|--------------------------------------|------------------|
| 社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 特別養護老人ホーム ケアハイツなかの | 同 市中野北 4 丁目 2—11 |
|--------------------------------------|------------------|

」

を

「

|                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| 社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 特別養護老人ホーム ケアハイツなかの | 同 市中野北4丁目2-11  |
| 医療法人社団 星晶会 サービス付き高齢者向け住宅 ここしあ伊丹      | 同 市安堂寺町4丁目44-1 |
| サービス付き高齢者向け住宅HIBISU伊丹                | 同 市船原1丁目2-38   |
| サービス付き高齢者向け住宅HIBISU伊丹trust           | 同 市北野6丁目1-2    |

」

に、猪名川町の項中

「

|                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| 有料老人ホーム 阪急日生 ニュータウン駅前 レインボーハイツ | 猪名川町伏見台1丁目1-24 |
|--------------------------------|----------------|

」

を

「

|                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| 有料老人ホーム 阪急日生 ニュータウン駅前 レインボーハイツ | 猪名川町伏見台1丁目1-24 |
| サービス付き高齢者向け住宅 ヴィラ櫟別邸玻璃         | 同 町伏見台1丁目1-40  |

」

に、

「

|            |               |
|------------|---------------|
| ケアハウス 天河草子 | 同 町伏見台1丁目1-70 |
|------------|---------------|

」

を

「

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| ケアハウス 天河草子         | 同 町伏見台1丁目1-70 |
| サービス付き高齢者向け住宅 ヴィラ櫟 | 同 町伏見台1丁目1-92 |

」

に、改める。

## 人 事 委 員 会 公 告

## 兵庫県職員事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験の実施

兵庫県職員事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験を次のとおり実施する。

令和7年6月27日

兵庫県人事委員会

## 1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

| 試験職種                                                                                             | 採用予定人員                                                               | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 総合事務職<br>(2) 警察事務職<br>(3) 教育事務職<br>(4) 小中学校事務職<br>(5) 農学職<br>(6) 林学職<br>(7) 総合土木職<br>(8) 建築職 | 10名程度<br>5名程度<br>10名程度<br>5名程度<br>1～3名程度<br>1～3名程度<br>5名程度<br>1～3名程度 | <p>1 年齢制限<br/>2004(平成16)年4月2日から2008(平成20)年4月1日までに生まれた人(2026(令和8)年4月1日現在で18歳～21歳の人)<br/>ただし、定時制及び通信制の高等学校に在学する人(高等学校卒業以上の学歴を有する人は除く。)に限り、1995(平成7)年4月2日から2008(平成20)年4月1日までに生まれた人(2026(令和8)年4月1日現在で18歳～30歳の人)</p> <p>2 学歴<br/>次のいずれかに該当する人は受験できない。<br/>(1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した人<br/>(2) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等の在学期間(休学期間を除く。)が通算して2年を超える人<br/>(3) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等の第3年次以上に現に在学し、又は在学したことがある人<br/>(4) 総合土木職及び建築職は学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した人又は2026(令和8)年3月31日までに卒業する見込みの人<br/>(5) 外国における大学等を卒業した人(2026(令和8)年3月31日までに卒業する見込みの人を含む。)で学校教育における16年の課程を修了した人(2026(令和8)年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む。)</p> |

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない人(総合事務職、警察事務職、教育事務職に限る。)
- 2 地方公務員法(1950(昭和25)年法律第261号)第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する人
  - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試験日及び試験会場

| 区分   | 試験日                                      | 試験会場                               |
|------|------------------------------------------|------------------------------------|
| 筆記試験 | 2025(令和7)年9月28日(日)                       | 神戸会場：兵庫県立のじぎく会館<br>豊岡会場：兵庫県立豊岡高等学校 |
| 面接試験 | 2025(令和7)年10月27日(月)から11月5日(水)までのうち指定する1日 | 神戸市内                               |

## 3 試験の方法

- (1) 筆記試験  
(事務系職種)  
ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

イ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(技術系職種)

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

イ 専門試験

各職種に必要な高等学校卒業程度の専門的知識について記述式により試験を行う。

(2) 面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

ア 個別面接

責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について試験を行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 筆記試験

2025(令和7)年10月中旬

兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載する。

(2) 面接試験

2025(令和7)年11月中旬

兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、最終合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

(1) 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_000000032.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000032.html)

また、兵庫県人事委員会事務局でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封の上、「事務系職種・技術系職種(高卒程度)請求」と朱書き、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

(2) 申込方法

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、2025(令和7)年9月12日(金)頃に発行する。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_000000078.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000078.html)

(3) 受付期間

2025(令和7)年7月31日(木)午前10時から8月29日(金)午後5時まで(受信有効)

6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示される。

なお、名簿は確定の日から2027(令和9)年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局任用給与課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 362-9349

## 公安委員会告示

### 兵庫県公安委員会告示第130号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する警備員指導教

育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年6月27日

兵庫県公安委員会

委員長 津 田 隆 雄

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和7年7月31日（木）から同年8月7日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

令和7年8月5日（火）から同月7日（木）までの3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和7年8月7日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和7年7月1日（火）から同月3日（木）までの間（午前9時から午後4時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和7年7月9日（水）から同月15日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(4) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(7) 申込書1通

(4) 指導教育責任者資格者証等の写し

(7) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の受講手数料は、返還しない。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

## 8 その他

- (1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。
- (2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

## 9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課  
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

正 誤

○令和7年3月25日付け（兵庫県公報第5号外）

兵庫県人事委員会規則第2号（職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則）中

| (ページ) | (行)   | (誤)           | (正)              |
|-------|-------|---------------|------------------|
| 3     | 上から 3 | とき            | なるとき             |
| 34    | 上から25 | とき            | なるとき             |
| 34    | 下から 9 | 適用日前の教特法適用職員等 | 適用日前の職員給与条例適用職員等 |
| 35    | 上から 2 | 第22条の 2       | 第21条の 2          |
| 35    | 上から 3 | 事務所           | 学校等              |
| 35    | 上から25 | 第22条の 2       | 第21条の 2          |

○令和7年3月25日付け（兵庫県公報第5号外）

兵庫県人事委員会告示第2号（職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程）中

| (ページ) | (行)   | (誤)        | (正)        |
|-------|-------|------------|------------|
| 87    | 上から 4 | 第30条の2 第7項 | 第29条の2 第7項 |